

北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程

〔令和 2 年 3 月 1 日〕
企業管理規程第 3 号

改正	令和 4 年 2 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 4 年 3 月 3 1 日	企業管理規程第 8 号
	令和 4 年 1 1 月 1 1 日	企業管理規程第 1 4 号
	令和 5 年 3 月 2 3 日	企業管理規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 5 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用後の定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、条例及び北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程（令和 2 年北播磨総合医療センター企業団管理規程第 2 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）において使用する用語の例による。

(給与の支払)

第 3 条 給与の支払については、北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成 2 5 年北播磨総合医療センター企業団管理規程第 1 3 号。以下「給与規程」という。）第 2 条の規定を準用する。

(給料の支給)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員及び月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与規程第 3 条の規定を準用する。

2 日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与規程第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「その月の 2 0 日」とあるのは、「翌月 1 5 日」と読み替えるものとする。

(休職等の場合の給料の支給)

第 5 条 休職等の場合の給料の支給については、給与規程第 4 条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員医師職給料表 (別表第1)
- (2) 会計年度任用職員医療技術職給料表 (別表第2)
- (3) 会計年度任用職員看護職給料表 (別表第3)
- (4) 会計年度任用職員事務職給料表 (別表第4)

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第5に定める等級別基準職務表(以下「等級別基準職務表」という。)によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の基準に従い企業長が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第8条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給の欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種の欄にその者に適用される区分が定められていないときは、企業長が別に定めるものとする。

2 経験年数(会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数をいい、会計年度任用職員事務職給料表の適用を受ける者で、職務の級が1級である職種及び職務の級が2級であって免許資格を必要としない職種については、当企業団の会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数に限る。以下同じ。)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第10条及び第11条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給の欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限の欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第9条 職種別基準表は、同表の職種の欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第10条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、過去の職務内容等を考慮したうえで、第8条第1項の規定による号給の号数に、別表第7に掲げる経験年数換算表により換算した経験年数

の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

2 満60歳に達する日を含む会計年度を超えた経験年数については、前項の規定を適用しない。

（60歳を超える者の号給）

第10条の2 次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員のうち任用された年度の4月1日において60歳に達している者（次の各号に掲げる号給を超えている者に限る。）の号給は、前4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる号給とする。

(1) 会計年度任用職員医療技術職給料表1級の適用を受ける者 63号給

(2) 会計年度任用職員医療技術職給料表2級の適用を受ける者 55号給

(3) 会計年度任用職員看護職給料表1級の適用を受ける者のうち准看護師、救急救命士、介護福祉士 53号給

(4) 会計年度任用職員看護職給料表1級の適用を受ける者のうち保健師、助産師、看護師 77号給

(5) 会計年度任用職員事務職給料表2級の適用を受ける者 172号給
（特殊な経験等を有する者の号給）

第11条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当等）

第12条 フルタイム会計年度任用職員の条例第7条に規定する地域手当、条例第9条に規定する通勤手当、条例第10条に規定する時間外勤務手当、条例第11条に規定する休日勤務手当、条例第12条に規定する夜間勤務手当、条例第14条に規定する医師手当及び条例第15条に規定する専門業務手当の支給は、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の条例第13条に規定する宿日直手当の支給については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表（1）」とあるのは「会計年度任用職員

医師職給料表」と、同項第2号中「医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)」とあるのは「会計年度任用職員医療技術職給料表又は会計年度任用職員看護職給料表」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の条例第16条に規定する特殊勤務手当の支給については、給与規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条に規定する条例別表第5中「医療職給料表(1)」とあるのは、「会計年度任用職員医師職給料表」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の条例第17条に規定する期末手当の支給(基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。)は、常勤職員の例による。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の在職期間については、前会計年度における在職期間(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)を算入できるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与規程第17条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給方法)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の手当の支給については、給与規程第27条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与規程第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の給料)

第19条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第6条から第11条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の条例第7条に規定する地域手当の支給については、給与規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の額」と、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の条例第9条に規定する通勤手当の支給(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあっては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額とする措置を含む。)については、給与規程第14条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の条例第10条に規定する時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

3 次に掲げる時間の合計が1月あたり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50
（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第23条 パートタイム会計年度任用職員の条例第11条に規定する休日勤務手当の支給については、給与規程第16条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「次条」とあるのは、「第29条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、前項の休日勤務手当を支給しない。
（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当及び医師手当）

第24条 パートタイム会計年度任用職員の条例第12条に規定する夜間勤務手当及び条例第14条に規定する医師手当の支給については、常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第25条 パートタイム会計年度任用職員の条例第13条に規定する宿日直手当の支給については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合におい

て、同条第1項第1号中「医療職給料表（1）」とあるのは「会計年度任用職員医師職給料表」と、同項第2号中「医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）」とあるのは「会計年度任用職員医療技術職給料表又は会計年度任用職員看護職給料表」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の専門業務手当）

第26条 パートタイム会計年度任用職員の条例第15条に規定する専門業務手当の支給については、給与規程第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第27条 パートタイム会計年度任用職員の条例第16条に規定する特殊勤務手当の支給については、給与規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条に規定する条例別表第5中「医療職給料表（1）」とあるのは、「会計年度任用職員医師職給料表」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第28条 パートタイム会計年度任用職員（その者について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満である者を除く。以下この条において同じ。）の条例第17条に規定する期末手当の支給（基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。）は、常勤職員の例による。この場合において、給与規程第23条第5項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1月当たりの平均額及びこれに対する地域手当の額の合計額」と読み替えるものとする。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の在職期間については、前会計年度における在職期間（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）を算入できるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第29条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与規程第17条の規定を準用する。この場合において、同条中「給料の月額」とあるのは、「基準月額」と読み替えるものとする。
- (2) 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基準月額及びこれに対する地域手当の額の合計額を21に7.75を乗じたもので除して得た額とする。
- (3) 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、第20条第3項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の手当の支給方法)

第30条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の手当の支給については、給与規程第27条の規定を準用する。

- 2 日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の手当の支給については、月の1日から末日までを計算期間とし、第4条第2項に規定する給料の支給日に支給する。
- 3 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの手当を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの手当を支給する。
- 4 前項の規定により手当を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その手当額は、その月の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第31条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与規程第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(会計年度任用職員の休職者の給与)

第32条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、他の条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給しない。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第33条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上この規程の規定により難しい職として企業長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡並びにその職務

の特殊性等を考慮し、企業長が別に定めるものとする。

(補則)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(制度移行に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第35号）により任用されている職員又は特別職の非常勤職員（法第3条第3項第3号に規定するものに限る。）として任用されている職員（以下「非常勤職員等」という。）が同施行の日以後引き続き法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員として任用されこの規程の適用を受けることとなった職員（以下「継続勤務職員」という。）の基準月額は、引き続き任用される前の当該職員の賃金を考慮し、企業長が必要な調整を行うことができる。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

3 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、継続勤務職員の在職期間については、令和元年12月2日以後の非常勤職員等の在職期間を通算することができる。

附 則 (令和4年2月1日企業管理規程第1号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日企業管理規程第8号抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月11日企業管理規程第14号)

この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月23日企業管理規程第3号抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

会計年度任用職員医師職給料表

給 号	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
1		278,300	400,400
2		282,300	403,300
3		286,300	405,900
4		290,300	408,600
5		294,000	411,000
6		298,000	413,300
7		301,900	415,400
8		305,700	417,300
9		309,300	419,500
10		312,800	422,200
11		316,300	424,800
12		319,800	427,500
13		323,400	429,900
14		327,100	432,400
15		330,500	434,800
16		333,800	437,300
17		337,300	439,300
18		339,800	441,700
19		342,400	444,000
20		344,700	446,400
21		347,100	447,900
22		348,900	450,300
23		350,700	452,600
24		352,700	454,900
25		354,900	456,900
26		357,200	459,200
27		359,300	461,400
28		361,600	463,700
29		363,700	465,800
30		366,100	468,100
31		368,300	470,400
32		370,300	472,600
33		372,500	474,600
34		373,500	476,700
35		374,300	478,800
36		375,000	480,900
37		376,200	483,000
38		377,600	484,800
39		379,100	486,600
40		380,600	488,400

41	381,700	490,100
42	382,700	491,900
43	383,700	493,700
44	384,500	495,500
45	385,400	497,100
46	386,300	498,800
47	387,000	500,600
48	387,900	502,400
49	388,600	504,000
50	389,500	505,300
51	390,300	506,600
52	391,100	507,900
53	391,600	508,900
54	392,100	510,200
55	392,500	511,500
56	393,000	512,800
57	393,300	513,800
58		514,600
59		515,400
60		516,200
61		517,100
62		517,900
63		518,800
64		519,600
65		520,500
66		521,400
67		522,100
68		523,000
69		523,900
70		524,700
71		525,600
72		526,500
73		527,300
74		528,200
75		529,100
76		529,800
77		530,600
78		531,500
79		532,400
80		533,300
81		534,100
82		535,000
83		535,900
84		536,800
85		537,600

86		538,500
87		539,400
88		540,300
89		541,100
90		542,000
91		542,900
92		543,800
93		544,600
94		545,500
95		546,400
96		547,300
97		548,100
98		549,000
99		549,900
100		550,800
101		551,600
102		552,500
103		553,400
104		554,300
105		555,100

(備考) この給料表の適用を受ける会計年度任用職員
医師及び歯科医師

別表第2（第6条関係）

会計年度任用職員医療技術職給料表

号給	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
1		167,200	191,500
2		168,900	193,100
3		170,500	194,700
4		172,300	196,300
5		173,700	197,800
6		175,500	199,300
7		177,400	200,900
8		179,200	202,400
9		181,100	204,000
10		182,600	205,700
11		184,400	207,300
12		186,200	209,000
13		187,700	210,400
14		189,200	212,000
15		190,700	213,600
16		192,200	215,200
17		193,800	216,600
18		195,100	218,200
19		196,600	219,900
20		198,000	221,600
21		199,500	222,900
22		200,700	224,400
23		202,000	225,800
24		203,300	227,300
25		204,700	228,500
26		206,100	229,900
27		207,400	231,200
28		208,800	232,400
29		216,600	238,600
30		218,200	240,000
31		219,900	241,400
32		221,600	242,500
33		222,900	244,000
34		224,400	245,300
35		225,800	246,500
36		227,300	247,800
37		228,500	248,600
38		229,900	249,800
39		231,200	250,900
40		232,400	252,000

41	238,600	253,400
42	240,000	254,200
43	241,400	255,100
44	242,500	256,000
45	244,000	257,000
46	245,300	258,100
47	246,500	259,200
48	247,800	260,400
49	248,600	261,800
50	249,800	263,400
51	250,900	265,000
52	252,000	266,500
53	253,400	267,800
54	254,200	269,500
55	255,100	271,100
56	256,000	272,700
57	257,000	274,100
58	258,100	275,600
59	259,200	277,200
60	260,400	278,600
61	261,800	279,800
62	263,400	281,200
63	265,000	282,700
64	266,500	284,200
65	267,800	285,700
66	269,500	287,400
67	271,100	289,100
68	272,700	290,700
69	274,100	291,900
70	275,600	293,500
71	277,200	294,800
72	278,600	296,400
73	279,800	297,700
74	280,500	299,200
75	281,200	300,600
76	281,900	302,100
77	282,700	303,400
78	283,400	304,200
79	284,200	305,100
80	284,700	305,800
81	285,200	306,600
82	285,700	307,400
83	286,200	308,200
84	286,800	309,000
85	287,400	309,900

86	287,900	310,700
87	288,500	311,600
88	289,100	312,400
89	289,500	313,200
90	289,900	314,000
91	290,300	314,900
92	290,700	315,300
93	291,000	315,800
94	291,300	316,500
95	291,600	317,200
96	291,900	317,900
97	292,300	318,700
98	292,700	319,200
99	293,100	319,700
100	293,500	320,300
101	293,800	320,700
102	294,100	321,200
103	294,400	321,700
104	294,800	322,100
105	295,200	322,500
106	295,600	323,000
107	296,000	323,400
108	296,400	323,800
109	296,700	324,200
110	297,000	324,600
111	297,300	325,000
112	297,700	325,500
113	298,000	325,800
114	298,400	326,200
115	298,800	326,600
116	299,200	326,800
117	299,500	327,100
118	299,900	327,300
119	300,200	327,600
120	300,600	327,800
121	300,900	328,100
122	301,300	328,400
123	301,700	328,700
124	302,100	328,900
125	302,400	329,200
126	302,700	329,400
127	303,000	329,700
128	303,400	329,800
129	303,700	329,900
130	304,000	330,000

131	304,400	330,200
132	304,700	330,400
133	305,100	330,600
134	305,400	330,800
135	305,700	331,100
136	306,000	331,300
137	306,300	331,500
138	306,600	331,700
139	306,900	331,900
140	307,200	332,100
141	307,500	332,300
142	307,800	332,500
143	308,200	332,800
144	308,500	332,900
145	308,800	333,000
146	309,200	333,200
147	309,500	333,300
148	309,900	333,400
149	310,200	333,600
150	310,500	333,700
151	310,900	333,900
152	311,200	334,000
153	311,600	334,200
154	311,900	334,300
155	312,200	334,500
156	312,500	334,600
157	312,800	334,800
158	313,200	335,000
159	313,500	335,200
160	313,800	335,300
161	314,200	335,500
162	314,500	335,600
163	314,900	335,800
164	315,000	335,900
165	315,200	336,100
166	315,400	336,300
167	315,600	336,500
168	315,800	336,600
169	316,000	336,700
170	316,300	336,900
171	316,600	337,000
172	316,900	337,200
173	317,200	337,300
174		337,400
175		337,600

176		337,700
177		337,900

(備考) この給料表の適用を受ける会計年度任用職員

薬剤師、医学物理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士

別表第3（第6条関係）

会計年度任用職員看護職給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額
1	181,300
2	183,000
3	184,600
4	186,100
5	187,500
6	189,500
7	191,500
8	193,500
9	195,500
10	197,500
11	199,500
12	201,500
13	203,500
14	205,400
15	207,500
16	209,600
17	211,200
18	212,500
19	213,700
20	215,000
21	216,200
22	217,300
23	218,600
24	219,700
25	221,000
26	222,300
27	223,600
28	224,900
29	226,000
30	227,400
31	228,700
32	230,100
33	231,000
34	232,400
35	233,700
36	235,100
37	236,300
38	237,700
39	239,000
40	240,300

41	242,700
42	244,100
43	245,400
44	246,500
45	247,500
46	248,600
47	249,500
48	250,500
49	251,200
50	252,200
51	253,100
52	254,100
53	254,500
54	255,400
55	256,200
56	256,900
57	257,700
58	258,400
59	259,300
60	260,100
61	260,900
62	261,800
63	262,700
64	263,700
65	264,800
66	266,000
67	267,300
68	267,900
69	268,600
70	269,300
71	270,000
72	270,700
73	271,500
74	272,200
75	272,900
76	273,600
77	274,300
78	274,900
79	275,600
80	276,200
81	276,900
82	277,600
83	278,300
84	278,800
85	279,400

86	279,900
87	280,500
88	281,100
89	281,800
90	282,400
91	283,100
92	283,700
93	284,400
94	284,900
95	285,500
96	286,300
97	287,000
98	287,700
99	288,500
100	289,100
101	289,900
102	290,300
103	290,900
104	291,600
105	292,300
106	292,700
107	293,100
108	293,500
109	293,900
110	294,300
111	294,800
112	295,200
113	295,700
114	296,200
115	296,600
116	297,000
117	297,500
118	297,800
119	298,100
120	298,400
121	298,700
122	299,000
123	299,300
124	299,600
125	300,000
126	300,100
127	300,200
128	300,300
129	300,500
130	300,800

131	301,100
132	301,400
133	301,700
134	301,900
135	302,200
136	302,500
137	302,800
138	303,100
139	303,400
140	303,700
141	304,000
142	304,200
143	304,500
144	304,800
145	305,100
146	305,300
147	305,500
148	305,800
149	306,000
150	306,300
151	306,500
152	306,700
153	307,000
154	307,200
155	307,500
156	307,700
157	307,900
158	308,100
159	308,300
160	308,600
161	308,800
162	309,100
163	309,300
164	309,600
165	309,900
166	310,100
167	310,300
168	310,600
169	310,800
170	311,100
171	311,300
172	311,500
173	311,800
174	312,000
175	312,300

176	312,500
177	312,700
178	313,000
179	313,200
180	313,500
181	313,600
182	313,800
183	313,900
184	314,100
185	314,300

(備考) この給料表の適用を受ける会計年度任用職員
保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士
及び介護福祉士

別表第4（第6条関係）

会計年度任用職員事務職給料表

号給	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
1		150,100	150,100
2		150,400	150,600
3		150,800	151,200
4		151,200	151,800
5		151,600	152,400
6		152,000	152,900
7		152,400	153,500
8		152,700	154,000
9		153,100	154,600
10		153,500	155,100
11		153,800	155,700
12		154,200	156,200
13		154,600	156,800
14		154,900	157,300
15		155,300	157,900
16		155,700	158,400
17		156,000	158,900
18		156,400	159,600
19		156,800	160,300
20		157,100	160,900
21		157,500	161,600
22		157,900	162,200
23		158,200	162,900
24		158,500	163,500
25		158,900	164,100
26		159,300	164,800
27		159,800	165,600
28		160,300	166,300
29		160,700	167,100
30		161,100	167,900
31		161,600	168,700
32		162,000	169,200
33		162,400	169,800
34		162,900	170,500
35		163,300	171,200
36		163,700	171,900
37		164,100	172,600
38		164,600	173,300
39		165,100	174,000
40		165,600	174,600

41	166, 100	175, 300
42	166, 600	176, 500
43	167, 100	177, 800
44	167, 600	179, 000
45	168, 100	180, 300
46	168, 700	181, 500
47	169, 000	182, 800
48	169, 400	184, 000
49	169, 800	185, 200
50	170, 200	186, 000
51	170, 700	186, 900
52	171, 200	187, 700
53	171, 600	188, 500
54	172, 100	189, 300
55	172, 600	190, 200
56	173, 000	190, 900
57	173, 500	191, 700
58	174, 000	192, 500
59	174, 400	193, 400
60	174, 800	194, 300
61	175, 300	195, 200
62	176, 100	196, 000
63	176, 900	196, 900
64	177, 800	197, 700
65	178, 600	198, 500
66	179, 400	199, 200
67	180, 300	199, 900
68	181, 100	200, 600
69	181, 900	201, 400
70	182, 800	202, 100
71	183, 600	202, 900
72	184, 400	203, 500
73	185, 200	204, 200
74	185, 700	204, 800
75	186, 300	205, 500
76	186, 900	206, 100
77	187, 400	206, 700
78	187, 900	207, 300
79	188, 500	208, 000
80	189, 000	208, 600
81	189, 600	209, 300
82	190, 200	209, 900
83	190, 700	210, 600
84	191, 200	211, 200
85	191, 700	211, 900

86	192,200	212,500
87	192,800	213,200
88	193,400	213,700
89	194,000	214,300
90	194,600	214,900
91	195,200	215,600
92	195,700	216,200
93	196,300	216,900
94	196,900	217,500
95	197,400	218,200
96	197,900	218,700
97	198,500	219,200
98	198,900	219,700
99	199,400	220,300
100	199,900	220,800
101	200,400	221,300
102	200,900	221,800
103	201,400	222,300
104	201,900	222,800
105	202,400	223,300
106	202,900	223,700
107	203,300	224,200
108	203,700	224,600
109	204,200	225,100
110	204,600	225,500
111	205,000	226,000
112	205,500	226,100
113	205,900	226,300
114	206,300	226,700
115	206,700	227,100
116	207,100	227,400
117	207,500	227,800
118	208,000	228,100
119	208,400	228,500
120	208,800	228,800
121	209,300	229,200
122	209,600	229,600
123	209,900	230,000
124	210,200	230,300
125	210,600	230,700
126	210,900	231,000
127	211,200	231,300
128	211,500	231,600
129	211,900	231,900
130	212,200	232,200

131	212, 500	232, 500
132	212, 800	232, 800
133	213, 200	233, 100
134	213, 400	233, 400
135	213, 700	233, 800
136	214, 000	234, 100
137	214, 300	234, 500
138	214, 600	234, 800
139	214, 900	235, 100
140	215, 200	235, 300
141	215, 600	235, 600
142		235, 900
143		236, 300
144		236, 600
145		237, 000
146		237, 300
147		237, 600
148		237, 900
149		238, 200
150		238, 400
151		238, 700
152		239, 000
153		239, 300
154		239, 600
155		240, 000
156		240, 300
157		240, 700
158		240, 900
159		241, 200
160		241, 400
161		241, 700
162		242, 000
163		242, 300
164		242, 600
165		242, 900
166		243, 100
167		243, 400
168		243, 600
169		243, 900
170		244, 200
171		244, 500
172		244, 800
173		245, 100
174		245, 300
175		245, 600

176		245,800
177		246,100
178		246,300
179		246,600
180		246,700
181		246,900
182		247,100
183		247,300
184		247,400
185		247,600

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての
会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第7条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
会計年度任用職員 医師職給料表	1級	専攻医及び研修医の職務
	2級	医療業務を行う医師及び歯科医師の職務
会計年度任用職員 医療技術職給料表	1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士の職務
	2級	薬剤師及び医学物理士の職務
会計年度任用職員 看護職給料表	1級	保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士及び介護福祉士の職務
会計年度任用職員 事務職給料表	1級	薬剤補助員、歯科助手、看護補助員、医師事務作業補助員、事務補助員、施設作業員の職及び定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	診療情報管理士、安全相談員、事務職員の職又はこれに相当する職務

別表第6（第8条関係）

職種別基準表

給料表	職種	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
会計年度 任用職員 医師職給 料表	研修医、専攻医	1	1	1	57 57
	医師及び歯科医師（研修医及び専攻医を除く。）	2	1	2	105 105
					105
	会計年度 任用職員 医療技術 職給料表	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士	1	13	1
薬剤師、医学物理士					
		准看護師、救急救命士、介護福祉士	1	1	1
保健師、助産師、看護師					
	会計年度 任用職員 事務職給 料表	薬剤補助員、事務補助員、施設作業員	1	17	1
歯科助手、医師事務作業補助員					
		看護補助員	1	61	1
診療情報管理士、安全相談員、事務職員					

（備考） 上限欄に掲げる上段の号給は、フルタイム会計年度任用職員の上
限の号給を示し、下段の号給は、パートタイム会計年度任用職員の上

基準月額における上限の号給を示すものとする。

別表第7（第10条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率	備考
会計年度任用職員の職務 とその種類が類似する職 務に従事した期間	100 / 100以下	
その他の期間	80 / 100以下	他の職員との均衡を著 しく失う場合はこの 限りでない。